

[添付1] 審査指針改正(案)新・旧条文対比表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>知識財産権の不当な行使に対する審査指針 公正取引委員会 例規 第205号</p> | <p>公正取引委員会 例規 第000号</p> |
| <p>I. 総則 1. 目的 この指針は、知識財産権の行使に対する独占規制及び公正取引に関する法律(以下「法」という)適用の一般原則と具体的審査基準を提示することにより、法執行の一貫性と予測可能性を高め、<u>公正な取引慣行</u>を促進することを目的とする。</p> | <p>I. 総則 1. 目的 この指針は、知識財産権の行使に対する独占規制及び公正取引に関する法律(以下「法」という)適用の一般原則と具体的審査基準を提示することにより、法執行の一貫性と予測可能性を高め、<u>自由で公正な取引慣行</u>を促進することを目的とする。</p> |
| <p>3. 定義 イ. この指針において使用する用語の定義は、次の通りである。 (1)～(4)中略 (5)「<u>標準技術</u>」とは、<u>政府、標準化機構、事業者団体、同種技術保有企業群等が一定の技術分野で標準として選定した技術、又は当該技術分野で事実上標準として広く利用される技術を意味する。</u></p> | <p>3. 定義 <u>(5)「標準技術」とは、政府、標準化機構、事業者団体、同種技術保有企業群等が一定の技術分野で標準として選定した技術を意味する。</u></p> |
| <p>(6)「<u>標準必須特許</u>」とは、<u>標準技術を実現するための特許として、標準技術を必要とする商品を生産、又はサービスを提供するためには実施許諾を必須的に受けなければならない特許をいう。</u></p> | <p>(6)「<u>標準必須特許</u>」とは、<u>標準技術を実現する商品を生産、又はサービスを提供するためには必須的に実施許諾を受けなければならない特許として、実施者に公正かつ合理的で非差別的な(FRAND：Fair Reasonable And Non-Discriminatory)条件で実施許諾するという確約が要求される特許をいう。</u></p> |
| <p>III. 具体的判断基準 1. ～2. (中略) 3. 実施許諾 イ. (中略) ロ. (実施許諾の拒絶) (2) 不当に特定事業者に対し、実施許諾を拒絶する行為 [参考]特に、取引拒絶の目的が関連市場の競</p> | <p>III. 具体的判断基準 1. ～2. (中略) 3. 実施許諾 イ. (中略) ロ. (実施許諾の拒絶) (2) 不当に特定事業者に対し、実施許諾を拒絶する行為 [参考]実施許諾拒絶の意図や目的が関連市</p> |

| | |
|--|---|
| <p>争制限に関わる場合、実施許諾が拒絶された技術が事業活動に欠かせない要素である場合、当該技術の代替取引先の確保が困難である場合、標準技術のように関連市場において当該技術の及ぶ影響が相当である場合、自分が当該技術を実施する意図がないにもかかわらず、実施許諾を拒絶して関連技術の利用を過度に阻害する場合には不当なものとして判断される可能性が高い。</p> | <p>場の競争制限に関わっているかどうか、特定事業者が当該技術を独占的に所有又は統制しているかどうか、実施許諾が拒絶された技術の代替技術を確保することが事実上、法律上又は経済的に不可能かどうか、実施許諾が拒絶された技術を使用せずには商品やサービスの生産、供給又は販売が事実上不可能なため関連市場に参加できないか、若しくは関連市場で避けられない競争劣位状態が続いているかどうか等が不当性の判断時に考慮し得る。</p> |
| <p>ハ. (中略) 二. 実施許諾時の条件賦課 (1)～(8) (中略) <u>(9) 解約又は紛争時の規定</u> <u>(イ) 解約又は紛争に関する仲裁規則、仲裁機関、適用法律等を取引当事者の一方に不利に規定する行為。</u></p> | <p>ハ. (中略) 二. 実施許諾時の条件賦課 (1)～(8) (中略) <u>(9) 解約規定</u> <u>(イ) 削除</u></p> |
| <p>5. 標準技術に関する特許権の行使 イ. 標準技術に関する特許権の行使一般 (4) 不当に標準必須特許の実施許諾を拒絶する行為 <u>[参考]標準化機構により選定された標準技術だけでなく、公共機関入札時に必須活用技術に採用される等により、関連分野において事実上標準技術として広く利用される場合を含む。以下(5)及び(6)においても同一だ。</u></p> | <p>5. 標準技術に関する特許権の行使 イ. 標準技術に関する特許権の行使一般 (4) 不当に標準必須特許の実施許諾を拒絶する行為 <u>[参考]削除。</u></p> |
| <p>7. 特許管理専門事業者の特許権行使 イ. 通常取引慣行に照らして、著しく不合理な水準の実施料を賦課する行為 <u>[参考 2]特にⅢ. 5. イ. 「FRAND 条件」としての実施許諾を確約した標準必須特許(事実上標準を含む)の実施料である場合には不当な行為として判断する可能性が高い。</u></p> | <p>7. 特許管理専門事業者の特許権行使 イ. 通常取引慣行に照らして、著しく不合理な水準の実施料を賦課する行為 <u>[参考 2]特にⅢ. 5. イ. 「FRAND 条件」としての実施許諾を確約した標準必須特許の実施料である場合には不当な行為として判断する可能性が高い。</u></p> |
| <p>IV. 再検討期限 この指針は、「訓令例規等の発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第 248 号)に基づ</p> | <p>IV. 再検討期限 この指針は、「訓令例規等の発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第 248 号)に基づ</p> |

| | |
|--|--|
| き、この例規の発令後の法令や現実状況の変化等を検討し、この例規廃止、改正等の措置をしなければならない期間は <u>2017 年 12 月 23 日まで</u> とする。 | き、この例規の発令後の法令や現実状況の変化等を検討し、この例規廃止、改正等の措置をしなければならない期間は <u>2019 年 00 月 00 日まで</u> とする。 |
| <u>附則</u> この例規は2014年12月24日より施行する。 | <u>附則</u> この例規は2016年00月00日より施行する。 |